消えるボールペンで書かないでください。

不受理申出書

年　月　日申出

長　殿

受付　年　月　日	発送　年　月　日
発収簿番号　第　号	
整理番号　第　号	
送付　年　月　日	長　印
発収簿番号　第　号	
整理番号　第　号	
番類調査 / 戸籍調査	

不受理処分をする届出事件の種別	☐認知届　☑養子縁組届　☐養子離縁届 ☐婚姻届　☐離婚届	
申出人の表示	（よみかた） 氏名	うすき（氏）　たろう（名） 臼杵　太郎
	生年月日	☐明治　☐大正　☑昭和　☐平成　60年　1月　1日
	住所（住民登録をしているところ）	大分県臼杵市大字臼杵　72　番地の　1　番　号
	本籍	大分県臼杵市大字臼杵　72　番地　1　番
	筆頭者の氏名	臼杵　太郎
その他		

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

申出人署名押印	臼杵　太郎　印
連絡先（連絡方法の希望）	大分県臼杵市大字臼杵　72番地の1 電話 090-○○○-○○○○ （希望　）

市区町村取扱使用欄	本人確認	免・パ・住・その他（　）

注意事項

1　あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。

2　この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。

3　原則として、この不受理申出は、郵送による方法は認められません。

4　原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。

5　あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に移した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。

6　不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。

7　不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口に提出してください。

8　15歳未満の方を養子とする縁組届の不受理申出を法定代理人の方から行っている場合は、ご本人が15歳に達したときは、改めてご本人から不受理申出をしていただく必要があります（養子が15歳未満である場合の離縁届の不受理申出についても同様です。）。

自署してください。印は任意ですので、あってもなくてもよいです。
届出は原則ご本人が来庁してください。本人確認できる証明書をご持参ください。